

障害者(児)

3

- *障害者総合支援法
- *手帳・手当
- *日常生活の援助
- *医療・補装具
- *訓練・教育
- *しごと
- *文化・レクリエーション
- *施設

障害者に関するマーク

	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のある全ての方のためのマークです。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ☎5273-0601 FAX 5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 ☎5291-7885 FAX 5291-7886
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。 また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 E-mail zennancho@zennancho.or.jp ホームページ https://www.zennancho.or.jp/ FAX 3354-0046
	手話マーク 聴覚に障害がある方が、手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。 また、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、手話での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 ☎6302-1430 FAX 6302-1449 HP https://www.jfd.or.jp/
	筆談マーク 聴覚や音声言語機能等に障害がある方などが、筆談でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。 また、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、筆談での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 ☎6302-1430 FAX 6302-1449 HP https://www.jfd.or.jp/
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	福祉局障害者施策推進部企画課 ☎5320-4147 FAX 5388-1413
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 ☎5670-7681 FAX 5670-7682
	ハート・プラスマーク 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ホームページ https://www.normanet.ne.jp/h-plus/
	「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。	岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 ☎058-214-2138 FAX 058-265-7613



◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。平成29年7月20日JIS（案内用図記号）に追加

（各マークの詳細・使用方法等は各関係団体にお問合せください。）

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課 ☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

障 害 者 総 合 支 援 法

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とされた。平成25年4月からは、障害者の定義への難病等の追加など、平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施され、平成30年4月からは、就労定着支援や自立生活援助のサービスが開始された。

◇ 障害福祉サービス等

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」に分けられる。

また、地域生活への移行・定着を支援する「地域相談支援給付」及びサービス等の利用・継続を支援する「計画相談支援給付」がある。これらの給付は個別に支給決定が行われる。「地域生活支援事業」は、区市町村が地域特性などを踏まえ、それぞれの創意工夫により柔軟に実施する。

●介護給付

①居宅介護（ホームヘルプ）

障害者（児）の居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行う（サービスの種類として、身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗

降介助がある。）。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を総合的に行うとともに、病院に入院等している障害者に対して意思疎通支援等を行う。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行う。

④行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者（児）で、常時介護を要する人に、居宅内や外出時において行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行う。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要し、介護の必要性がとて高い障害者（児）に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行う。

⑥短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

⑦療養介護

医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

⑧生活介護

常時介護を必要とする障害者に、施設で主に日中、入浴、排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供する。

⑨施設入所支援

施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援を行う。

●訓練等給付

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等の支援を行う。

②就労移行支援

一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動等の機会提供、その他就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、職場開拓、職場定着のために必要な相談支援等を行う。

③就労継続支援（A型・B型）

一般就労への就職が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

④就労定着支援

一般企業等へ移行した障害者に、企業・自宅等への訪問や来所による連絡調整や指導・助言等、就労の継続を図るために必要な支援

を行う。

⑤就労選択支援 ※令和7年10月施行

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

⑥共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

⑦自立生活援助

障害者支援施設等を利用していた障害者が、居宅において単身等で自立した日常生活を営むに当たり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

●地域相談支援給付

①地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設、矯正施設等に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

②地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

※計画相談支援給付については、支給決定プロセス（95頁）を参照

●地域生活支援事業等

(1)地域生活支援事業

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性

や利用者の状況に応じた柔軟な形態で、以下のような事業を行う。

【区市町村事業】

①理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害者(児)の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行う。

②自発的活動支援事業

障害者(児)やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対して支援を行う。

③相談支援事業

障害者(児)や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。

また、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者等であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行う。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行う。

⑦日常生活用具給付等事業

障害者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行う。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者(児)に、外出のための支援を行う。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図る。

⑪任意事業

区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

【都道府県事業】

①専門性の高い相談支援事業

発達障害、高次脳機能障害など、特に専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行う。

②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行う。

③専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する。

④意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者等の派遣に係る区市町村相互間の連絡調整体制を整備する。

⑤広域的な支援事業

区市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行う。

⑥任意事業

都道府県の判断により、自立した日常生活

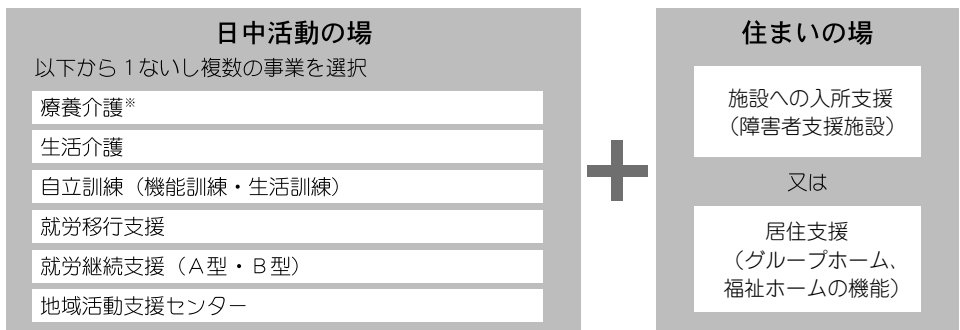
又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

(2)地域生活支援促進事業

障害のある人が日常生活又は社会生活を営むことができるよう政策的な課題に対応する事業を計画的に実施する。

●日中活動と住まいの場の組合せ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組合せを選択できる。事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供される。



※療養介護については、医療機関への入院と併せて実施

●障害福祉サービス利用の手続

サービスの利用を希望する方は、区市町村の窓口に申請し障害支援区分※について認定を受ける。

区市町村はサービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求める。利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、区市町村に提出する。

区市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定する。

「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成する。その後サービス利用が開始される。

※障害支援区分とは

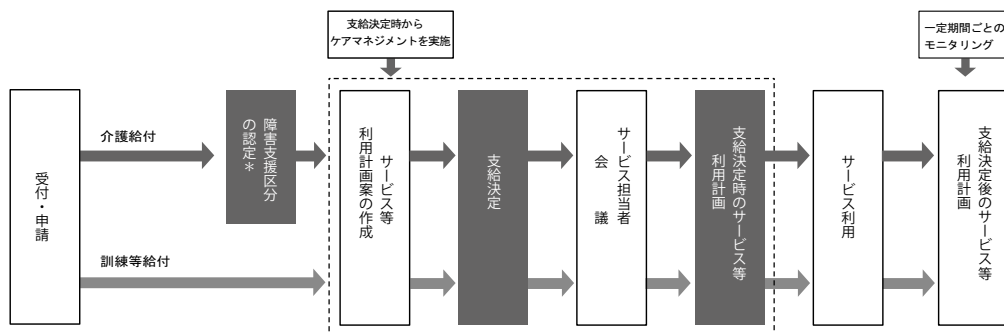
障害支援区分とは、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い。）に分けられる。

移動や動作等に関連する項目（12項目）、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）、意思疎通等に関連する項目（6項目）、行動障害に関連する項目（34項目）、特別な医療に関連する項目（12項目）の計80項目の調査を行い、審査会での総合的な判定を踏まえて区市町村が認定する。

※同行援護の利用申請の場合は、更に同行援護アセスメント票によるアセスメントを行う。ただし、身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は行わないものとする。

※訓練等給付を利用する方は、原則として障害支援区分の認定は必要ないが、共同生活援助（グループホーム）を利用する方のうち、介護サービスを利用しようとする方については、障害支援区分の認定が必要となる。

●支給決定プロセス



※サービス等利用計画に基づく支給決定は、平成24年度から段階的に範囲を拡大して実施され、平成27年度からは全ての方が対象となっている。

※指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することもできる。

●障害福祉サービス及び障害児支援の利用者負担額

利用者負担には、所得に応じた負担上限月額が設定されている（別途、個別減免などの負担軽減措置あり）。

食費や光熱水費は、原則実費負担となっている（負担軽減措置あり）。

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低 所 得	区市町村民税非課税世帯		0円
一 般 1	区市町村民税課税世帯	(障害者の場合) 所得割16万円未満 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く。	9,300円
		(障害児の場合) 所得割28万円未満 ※20歳未満の入所施設利用者を含む。	通所支援、ホームヘルプ利用の場合 4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一 般 2	上記以外		37,200円

※入所利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となる。

※同一の世帯・利用者であっても、利用者負担に関する根拠条項の異なる複数のサービスを利用する場合は、複数の負担上限月額が設定される（高額障害福祉サービス等給付費等の算定基準額を超える場合は償還の対象）。

※同一世帯に、障害児通所支援を利用する小学校就学前の児童又は幼稚園・保育所等に通う児童が2人以上いる場合等には、軽減措置がある。

※所得を判断する世帯の範囲

18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く。）：障害のある方とその配偶者（ただし、生活保護受給世帯については、住民基本台帳での世帯）

障害児（施設に入所する18、19歳を含む。）：保護者の属する住民基本台帳での世帯

なお、平成30年度から、一定の要件※を満たす方は、介護保険の自己負担について、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費により償還する制度が設けられた。

※以下の要件を満たす方が対象となる。

- ・介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護、生活介護等）に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
 - ・障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護等）を利用する方
 - ・障害支援区分2以上であった方
 - ・区市町村民税非課税者又は生活保護世帯の方
 - ・65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方
- 具体的な申請手続については、各区市町村の障害福祉給付担当窓口へ。

●利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設（事業） 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
自己負担	利用者負担の負担上限月額（所得段階別）					
	高額障害福祉サービス等給付費等（世帯での所得段階別負担上限）					医療型 個別減免 (医療、食事療 養費と合わせ 上限額を設定)
			事業主の負 担による 就労継続支援 A型事業(雇用 型)の減免措置			
	生活保護への移行防止（負担上限を下げる）					
食費・ 光熱水費	補足給付 (食費・光熱水費 負担を軽減)	食費や居住費につ いては実費負担だ が、通所施設(事業) を利用した場合に は、食費の人件費 支給による軽減措 置が受けられる 補足給付（家賃負 担を軽減）	食費の人 件費支給によ る軽減措置 (経過措置)		補足給付 (食費・光熱水費 負担を軽減)	

●自立支援医療の利用者負担額

所得に応じた負担上限月額が設定されている。入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）は、原則自己負担である。

手 帳 ・ 手 当

心身障害者(児)が各種の援護を受けるために、身体障害者(児)には、身体障害者手帳が、知的障害者(児)には、愛の手帳が、精神障害者(発達障害児(者)を含む。)には、精神障害者保健福祉手帳が交付される。

心身障害者(児)に関する手当としては、次のものがある。

20歳未満の心身障害児のいる家庭に対しては、児童育成手当(都・市町村)の中の障害手当と特別児童扶養手当(国)及び障害児福祉手当(国)の制度がある。20歳以上の心身障害者に対しては心身障害者福祉手当(都・市町村：新規65歳以上を除く。)と、特に著しく重度の障害を有し日常生活で常時特別の介護を必要とする人に特別障害者手当(国)がある。

なお、従来の福祉手当(国)の20歳以上の受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給できない人には、経過措置として従来の福祉手当が支給されている。区は、児童育成手当及び心身障害者福祉手当と同種の手当制度を実施している。

また、20歳以上の障害者には、障害基礎年金(190円)が支給される。

さらに、特に重度の障害があつて常時複雑な介護を必要とする人を対象として、重度心身障害者手当(都：新規65歳以上を除く。)が設けられている。

これらの手当相互間の併給は制限されていないが、特別児童扶養手当と障害児福祉手当(経過措置の福祉手当を含む。)は、障害を支給理由とする公的年金を受けることができない場合は支給されない。

また、いずれも所得による支給制限がある。いずれも施設などに入所しているときは支給されない。

◇ 身体障害者手帳

身体障害者(児)が各種の援護を受けるために必要な手帳として、次の種類の障害のある人に交付される。

手帳の等級には1級から6級までがあり、各等級は指数化され、二つ以上の重複障害の場合は、重複する障害の合計指数により決定される。肢体不自由の7級の障害一つのみでは、手帳は交付されない。

- ①視覚障害 1級から6級まで
- ②聴覚障害 2級から4級まで・6級
- ③平衡機能障害 3級・5級
- ④音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 3級・4級
- ⑤肢体不自由(上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1級から7級まで
- ⑥肢体不自由(体幹) 1級から3級まで・5級
- ⑦心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能の障害 1級・3級・4級
- ⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 1級から4級まで

手続 福祉事務所、町村役場へ。15歳未満の場合は保護者が代わって申請

担当課 心身障害者福祉センター障害認定課

☎3235-2963(直通) FAX 3235-2959

◆ 愛の手帳

知的障害者(児)が各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けている。

なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。

交付対象 児童相談所、心身障害者福祉センターによって知的障害と判定された人

障害の程度 障害の程度を総合判定し、1度(最重度)・2度(重度)・3度(中度)・4度(軽度)に区分し手帳に記載

手続 18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は心身障害者福祉センター、又は多摩支所(39・313号)へ。保護者が代わって申請できる。

担当課 心身障害者福祉センター障害認定課
☎3235-2963(直通) FAX 3235-2959

◆ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた人に対し各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付する。

交付対象 精神疾患を有する人(精神保健福祉法第5条の定義による精神障害者)のうち精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人(知的障害者は含まれない。)

障害の程度

●1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度

●2級 精神障害であって、日常生活が著し

い制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度

●3級 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

手続 申請者の居住地(居住地を有しないときは、その現所在地とする。)を管轄する区市町村へ。

担当課 中部総合精神保健福祉センター事務室
☎3302-7739(直通)

◆ 特別児童扶養手当

支給対象 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母又は養育者

①身体に重度、中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受けるとき。②精神の発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとき。

支給制限 児童が施設に入所しているとき、児童、父母、養育者が日本国内に住所がないときは支給されない。請求者本人等の前年の所得が別表(285号)の限度額以上のときは支給されない。児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができるときは支給されない。

なお、児童扶養手当(156号)とは併給される。

手当額 重度障害児は月額5万6,800円、中度障害児は月額3万7,830円

支給方法 申請のあった月の翌月分から4月、8月、11月に、金融機関の受給者の口座に振り込む。

手続 区市町村

根拠法令等 特別児童扶養手当等の支給に関

する法律

担当課 心身障害者福祉センター調整課

☎3235-2949(直通) FAX 3235-2968

◆ 障害児福祉手当

支給対象 20歳未満で精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある人

支給制限 施設に入所しているとき、障害を支給事由とする公的年金を受けているとき、受給者本人や扶養義務者の所得が別表（285頁）の限度額以上のときは支給されない。

手当額 月額 1万6,100円

支給方法 申請のあった月の翌月分から5月、8月、11月、2月に、銀行などの本人の口座に振り込む。

手続 区市町村、各支庁

根拠法令等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

担当課 心身障害者福祉センター調整課

☎3235-2949(直通) FAX 3235-2968

◆ 児童育成手当（障害手当）

支給対象 都内に住所があり、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している人

①愛の手帳 1 から3度程度の知的障害児 ②身体障害者手帳 1級・2級程度の身体障害児 ③脳性まひ又は進行性筋萎縮症。ただし、児童が児童福祉施設等に入所しているときは、支給対象外となる。

手当額 月額 1万5,500円

所得制限 前年の所得が別表（283頁）の限度額以上の場合は支給されない。

支給方法 申請のあった翌月から、毎年6月、10月、2月に、その前月までの分を銀行振込

などで支給

申請 区市町村

根拠法令等 東京都児童育成手当に関する条例

担当課 福祉局子供・子育て支援部育成支援課

☎5320-4123(直通) FAX 5388-1406

◆ 心身障害者福祉手当

支給対象 20歳以上で心身に次のいずれかの程度の障害を有する人（65歳以上の新規申請を除く。）

①愛の手帳 1度から3度までの知的障害 ②身体障害者手帳 1級・2級の身体障害 ③脳性まひ又は進行性筋萎縮症を有する人

支給制限 本人の前年の所得が別表（283頁）の限度額を超えるとき、施設に入所しているときは支給されない。

手当額 月額 1万5,500円

支給方法 申請のあった月の分から4月、8月、12月に銀行などの本人の口座に振り込む。

手続 区市町村

根拠法令等 東京都心身障害者福祉手当に関する条例

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4146(直通)

◆ 特別障害者手当

支給対象 20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある人

支給制限 施設に入所しているとき、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき、受給者本人などの所得が別表（285頁）の限度額以上のときは支給されない。

手当額 月額 2万9,590円

支給方法 申請のあった月の翌月分から5月、8月、11月、2月に銀行などの本人の口座に振り込む。

手続 区市町村、各支庁

根拠法令等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

担当課 心身障害者福祉センター調整課
☎3235-2949(直通) FAX 3235-2968

◆ 重度心身障害者手当

支給対象 心身に障害のある次のいずれかに該当する人(65歳以上の新規申請を除く。)

①重度の知的障害で、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする人 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 ③重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の障害のある人

支給制限 施設に入所しているとき、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき、本人(20歳未満の人については、配偶者又は扶養義務者)の所得が別表(283㉔)の限度額を超えるときは、支給されない。

手当額 月額6万円

支給方法 申請のあった月の分から毎月、銀行などの本人の口座に振り込む。

手続 区市町村

根拠法令等 東京都重度心身障害者手当条例

担当課 心身障害者福祉センター調整課
☎3235-2949(直通) FAX 3235-2968

◆ 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が死亡又は重度障害状態となったときから、障害者へ終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と障害者の福祉の

向上を図る任意加入の制度

加入資格 次の全ての要件に該当する人

①障害者の保護者であること。②都内に住所があること。③年度初日の年齢が65歳未満であること。④特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

なお、障害者1人に対して1人の保護者のみ加入できる(2口まで)。

障害者の範囲 次のいずれかに該当し、将来独立自活が困難であると認められる人

①知的障害者 ②身体障害者(身体障害者手帳1級から3級まで) ③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①②と同程度と認められる人(統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

掛金の月額及び納付期間

加入者の加入時年齢	月額(1口)
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金の払込みは不要となる。

①年度初日の加入者年齢が65歳となったとき。
②加入期間が20年以上となったとき。

掛金の減額 加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により1口目の掛金の1/2を減額する。

①生活保護受給者 ②住民税非課税者

給付内容

①年金 月額2万円（加入1口当たり）

②弔慰金

加入期間	金額（1口）
1年以上 5年未満	50,000円
5年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

③脱退一時金

加入期間	金額（1口）
5年以上 10年未満	75,000円
10年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

申込み 区市町村

根拠法令等 東京都心身障害者扶養共済制度
条例

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4148(直通)

日常生活の援助

在宅の心身障害者(児)の日常生活を援助するために、障害者総合支援法によるサービスのほかに次のような施策が行われている。

生活の利便 障害者に、日常生活を可能とする居室その他の設備や利便を提供する福祉ホーム、重度身体障害者グループホームがある。

移動 身体障害者に対しては、自立と社会参加の促進のために、盲導犬・介助犬・聴導犬の給付を行っている。団体などが行事を実施する場合に車椅子を貸し出している。関連施策として、自動車税などの減免（259㌔）、各種交通機関の運賃の割引（262㌔）、駐車禁止規制の除外（267㌔）が行われている。

コミュニケーション 聴覚障害者が、健聴者との意思疎通を円滑に行えるよう、手話通訳者、要約筆記者の養成を行っているほか、オーバーヘッドプロジェクターなどのコミュニケーション機器の貸出しを行っている。

また、盲ろう者に対しては、通訳・介助者の派遣を行っている。

視覚障害者に対しては、日常生活で必要とする各種情報の点訳、墨訳、対面朗読サービスを行っている。このほか、点字版・録音テープ版の広報紙「広報東京都」を毎月、「都議会だより」を年4回発行し、無料で郵送している。申込みは「広報東京都」は政策企画局戦略広報部戦略広報課、「都議会だより」は議会局管理部広報課へ。

なお、関連施策として、都営住宅入居者の募集(253㌔)、都営住宅使用料の減免(254㌔)、税の軽減(255㌔)、放送受信料の減免(269㌔)、郵便料金等の減免(270㌔)、都立公園の無料入場(270㌔)、携帯電話料金の割引等(272㌔)がある。

◇ ヘルプマーク・ヘルプカードの推進

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や、障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」の普及啓発を行っている。

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◇ 区市町村ヘルプマーク活用推進事業

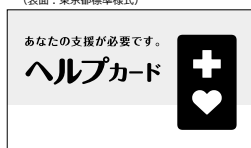
区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図っている。

根拠法令等 障害者施策推進区市町村包括補助事業等実施要綱（選択事業）

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)



(表面：東京都標準様式)



(裏面：参考様式)

下記に連絡してください。

私の名前

(ア) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

(イ) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

◇ ヘルプカード活用促進事業

ヘルプカードの活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援している。

根拠法令等 障害者施策推進区市町村包括補助事業等実施要綱（選択事業）

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通)

◇ 障害者差別解消の推進

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年に施行された。

また、都は、障害及び障害者への理解を深め、社会的障壁の除去の取組を一層推進するため、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を、平成30年に制定した。

法及び条例では、障害者への差別を解消するため、民間事業者に対し、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。

差別解消を進めるため、都では関係機関により構成される地域協議会にて、差別解消に向けた取組の検討及び連携強化を図るとともに、法や条例の趣旨の普及啓発を行っている。さらに、条例に基づき、広域支援相談員を設置し、障害者及び事業者等からの差別に係る相談に対応する（42頁）。

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4559(直通) FAX 5388-1413

◇ 障害者自立生活支援事業 (障害者参加型サービス活用事業)

障害者が主体となったサービス供給団体の提供する福祉サービスを、区市町村が活用することにより、障害者の主体的な自立生活を支援し、地域における障害者福祉の増進を図る事業

実施主体 区市町村

対象事業 ①障害者自立生活プログラムサービス(必須事業) ②個別プログラム支援サービス(任意事業) ③自立生活支援サービス(任意事業)

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

☎5320-4182(直通) FAX 5388-1408

◇ 地域移行促進 コーディネート事業

都内・都外の入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行の困難ケースへの働きかけを行う等、施設入所者の地域移行を促進するほか、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する地域の受け皿を掘り起す等、地域移行が円滑に進むよう支援する。

実施主体 東京都

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4156(直通)

◇ 障害者支援施設等 支援力育成派遣事業

障害者支援施設等へ専門職等を派遣し、高齢・重度化した利用者や強度行動障害の利用者等に対する個別メニュー作成支援、専門知

識の付与及び技術指導等を行う。

実施主体 東京都

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4156(直通) FAX 5388-1407

◇ 重度脳性まひ者介護事業

派遣対象 都内に居住する20歳以上の重度の脳性まひ者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動をするのが困難な人

介護内容 屋外への手引き、同行その他必要な業務(月12回。ただし、1回は1日を単位とする。)

費用 無料

申込み 区市町村

登録 家族を障害者の推薦により介護人として登録

根拠法令等 東京都重度脳性麻痺者介護事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

☎5320-4325(直通) FAX 5388-1408

◇ 盲ろう者通訳・介助者の派遣

盲ろう者のコミュニケーション及び移動手段を確保し、その社会参加を促進するため盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣する。

派遣対象 都内に住所を有する盲ろう者(視覚と聴覚・言語機能に障害がある身体障害者(児)であって、身体障害者手帳を所持する者)

派遣内容 通訳及び外出時の付添い

費用 無料。ただし、外出時の交通費は利用者が負担する。

申込み 東京盲ろう者友の会(新宿区岩戸町

4 番地 87ビルディング岩戸町2階)

☎6228-1282 FAX 6228-1283

根拠法令等 盲ろう者通訳・介助者派遣事業
運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◇ 盲ろう者通訳・介助者の養成

対象 盲ろう者の福祉に理解と熱意があり、講習修了後、都内在住の盲ろう者に対し通訳・介助活動ができる人(養成研修、東京都盲ろう者通訳・介助者として登録された人(現任研修))

講習内容 ①盲ろう概論 ②コミュニケーションの理論 ③通訳・介助の理論 ④コミュニケーション実習 ⑤通訳・介助実習

⑥その他(研修種別は養成研修、現任研修の2コース)

費用 10,000円(学生5,000円)※養成研修のみテキスト代等は別途自己負担

申込み 東京盲ろう者友の会(新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階)

☎6228-1282 FAX 6228-1283

根拠法令等 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業運営要綱、盲ろう者通訳・介助者現任研修事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◇ 失語症者意思疎通支援者の養成

対象 失語症者の福祉に理解と熱意があり、受講後、都内で活動できる人

講習内容 ①失語症概論 ②意思疎通支援者の役割、心構え及び倫理 ③コミュニケーション支援 ④外出同行支援 ⑤身体介助

⑥その他(コースは必修基礎コース、応用コースの2コース)

費用 無料。ただし、テキスト代等は実費負担

申込み (一社)東京都言語聴覚士会(新宿区西新宿1-10-1 ヨドバシ新宿西口駅前ビル9階)

☎5325-2032 FAX 5325-2032

根拠法令等 失語症者向け意思疎通支援者養成事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◇ 医療連携型グループホーム事業

グループホームにおいて、医療的ケアが必要な障害者に対して医療支援を行う生活支援員等を配置するとともに、医療連携ケア会議等により、医療との連携の検証・検討を行うことで、医療的ケアが必要な障害者の地域生活を支援する。

実施主体 区市町村

根拠法令等 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱(選択)

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

☎5320-4151(直通) FAX 5388-1408

◇ 視覚障害者ガイドセンター

都内の利用者及び他県等センターからの申込みに対する調整を行った上、重度の視覚障害者が、他県等へ行く場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを派遣

対象 重度の視覚障害者で18歳以上の人

費用 ガイドヘルパーへの手当て・交通費等は自己負担

申込み 日本視覚障害者団体連合(新宿区西早稲田2-18-2)

☎3200-0011

根拠法令等 東京都視覚障害者ガイドセン

ター運営事業実施要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通)

◆ 福祉ホーム

障害者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供し、障害者の地域生活を支援する。

対象 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障害者

利用料 利用者の負担。なお、食事、その他特別なサービスに要する費用は実費負担

申込み 直接、福祉ホームへ。

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 ☎5320-4151(直通) FAX 5388-1408

◆ 重度身体障害者グループホーム

身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある重度身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する居室、その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供し、障害者の地域生活を支援する。

対象 18歳以上の重度身体障害者。ただし、常時の医療を必要とする状態にある人を除く。

利用料 利用者の負担。なお、食事、その他特別なサービスに要する費用は実費負担

申込み 直接、重度身体障害者グループホームへ。

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 ☎5320-4151(直通) FAX 5388-1408

◆ 精神障害者一時入所事業

地域で生活しており、症状が安定している精神障害者が一時的に自宅で生活できない場

合に、一時入所施設（2週間以内）が利用できる。

対象 在宅の精神障害者

費用 無料。なお、食事等は実費負担

担当課 中部総合精神保健福祉センター地域支援科 ☎3302-7575(代表)

◆ 身体障害者補助犬の給付

身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付する。

身体障害者補助犬（補助犬）とは、国家公安委員会又は厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けた犬で、視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者のために働く盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

対象 ①から③までのそれぞれについて、下記の⑦から⑩までのいずれにも該当する人①盲導犬 18歳以上で視覚障害1級の人 ②介助犬 18歳以上で肢体不自由1・2級の人③聴導犬 18歳以上で聴覚障害2級の人⑦都内におおむね1年以上居住していること。⑧自己所有の自宅以外の場合は、身体障害者補助犬の飼育について家屋の所有者又は管理人の承諾が得られること。⑨世帯の所得税額が平均月額7万7,000円未満であること。⑩所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。⑪補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。

費用 無料

申込み 福祉事務所・町村役場

根拠法令等 東京都身体障害者補助犬給付要綱等

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通)

☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◇ 車椅子の貸出し

心身障害者又はその関係団体などが、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的として使用する場合に、車椅子（大人用）を貸し出します。

費用 無料。ただし、運搬は借受人が行う。

申込み 心身障害者福祉センター障害認定課（新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階）

☎3235-2961(直通) FAX 3235-2959

根拠法令等 心身障害者福祉センター車椅子貸出要領

◇ 手話通訳者の養成

対象 地域で一定の手話学習経験があり、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後都内で手話通訳・手話指導等の活動ができる人

講習内容 ①聴覚障害者等に接する場合の心構え ②聴覚障害者等に関する諸問題 ③手話法の理論 ④手話通訳論 ⑤手話指導法 ⑥実技訓練 クラスは地域手話通訳者クラス、手話通訳者実践クラス、手話通訳士実践クラス、手話指導者クラスⅠ（奉仕員養成）、手話指導者クラスⅡ（通訳者養成）、手話指導者養成クラス（中途失聴・難聴者向け手話指導）の6クラス

費用 無料。ただし、テキスト代等は実費負担

申込み 東京手話通訳等派遣センター

（新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階）

☎3352-3359 FAX 3354-6868

根拠法令等 手話通訳者等養成事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

◇ 要約筆記者の養成

対象 聴覚障害者の福祉に理解と熱意があり、修了後都内で要約筆記の活動ができる人

講習内容 ①聴覚障害者に接する心構え ②日本語の特性 ③要約筆記の方法と実技 ④関連機器（オーバーヘッドプロジェクター等）の構造と取扱い ⑤聴覚障害者福祉の概要

費用 無料。ただし、テキスト代等は実費負担

申込み 東京手話通訳等派遣センター

（新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階）

☎3352-3335 FAX 3354-6868

根拠法令等 中途失聴・難聴者コミュニケーション事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◇ 聴覚障害者意思疎通支援事業

◇ 広域型行事への意思疎通支援者派遣

障害者団体等が主催又は共催する広域型行事及びその準備のために必要な会議等へ手話通訳者・要約筆記者を派遣する。

派遣対象 都内全域を対象として活動する障害者団体等が行う行事で、以下の条件を全て満たすもの及びその準備会議等 (1)公益性があり、都内全域を対象とする。(2)都内障害者団体等が主催又は共催する。(3)聴覚障害者を含め、広く都民が参加できる。

派遣内容 手話通訳・要約筆記

費用 無料

申込み 東京手話通訳等派遣センター

（新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階）

☎3352-3335 FAX 3354-6868

根拠法令等 東京都聴覚障害者意思疎通支援

事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◆ デジタル技術を活用した 聴覚障害者コミュニケーション支援事業

聴覚障害者等が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるよう、情報保障を推進する取組を実施

事業内容

①来庁時に自身のスマートフォン等を用いて、設置されたQRコードを読み込むことで遠隔手話通訳が利用可能

②都に問合せする際のテレビ電話（手話・筆談）又は文字チャットによる電話代理支援

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◆ 聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出し

対象 身体障害者手帳を持っている聴覚障害者及びその保護者、聴覚障害者団体など

事業内容 聴覚障害者が健聴者との意思疎通、又は社会活動についての知識の習得のために必要なとき ①オーバーヘッドプロジェクター ②ヒアリングループ(磁気ループ) ③ビデオプロジェクター を貸し出す。

費用 無料。ただし、搬送料等は自己負担

申込み 東京手話通訳等派遣センター
(新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階)
☎3352-3335 FAX 3354-6868

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◆ 視覚障害者日常生活情報 点訳等のサービス

対象 都内在住、在勤の身体障害者手帳を持っている視覚障害者

事業内容 図書館又は点字図書館において取り扱わない文書(手紙、パンフレットなど)の点訳、墨訳、対面朗読、FAXで送信された文章の電話による朗読のサービスを行う。

費用 無料。ただし、対面朗読サービスで、録音を希望する場合、テープ代等は自己負担

申込み 東京都障害者福祉会館(345番)へ。

電話等による予約が必要 ☎3455-6321(代表)

根拠法令等 東京都障害者会館運営要綱

◆ 点字による即時情報 ネットワーク事業

対象 ①閲覧 都内在住、在勤(学)の視覚障害者 ②配布 都内在住の視覚障害者

事業内容 ①新聞等により毎日流れる情報を点字紙(誌)にして提供する(土・日・休日は休刊)。②電話ナビゲーションサービス。(①の情報を音声に変換して電話により自動で提供する。)

費用 無料。ただし、事業②の電話料金は自己負担

申込み ①点字紙(誌)は東京都盲人福祉協会(新宿区高田馬場1-9-23 ☎3208-9001)へ。

②電話ナビゲーションサービスは

☎0570-02-1802へ。

根拠法令等 東京都点字による即時情報ネットワーク事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◇ 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児が、補聴器の装用により、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進できるよう支援する。

対象 都内に居住する18歳未満の中等度難聴児で、身体障害者手帳の認定基準に該当しない者

内容 補聴器の新規購入費及び耐用年数経過後の購入費の一部を助成する。

手続 医師の意見書や見積書等必要書類を添えて区市町村へ申請する。

根拠法令等 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（選択）

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 ☎5320-4324(直通) FAX 5388-1408

医 療 ・ 補 装 具

障害者（児）の医療には、医療費助成制度があり、保険の自己負担分の費用の一部を助成している。在宅重症心身障害児（者）訪問事業、重症心身障害児（者）短期入所、自立支援医療、進行性筋萎縮症の療養給付、補装具費の支給（購入又は修理）などが行われている。

◇ 自立支援医療（更生医療）

対象 身体障害者手帳を持っている18歳以上の

所得制限 区市町村民税（所得割）が23万5千円以上の世帯の人は原則対象外だが、「重度かつ継続」の障害に該当する場合は、令和9年3月まで経過的特例により対象となる。

給付内容 障害の除去又は軽減が見込まれるなど当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担する。

利用者負担 医療費の原則1割及び入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）。世帯の所得水準等に応じて、負担上限額がある。

手続 区市町村（区市は福祉事務所等、町村は町村役場等）に申請する。

根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

担当課 （判定）心身障害者福祉センター障害認定課

☎3235-2965(直通) FAX 3235-2959
（指定医療機関・制度全般）福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4146(直通)

◇ 自立支援医療（精神通院医療）

対象 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人

所得制限 区市町村民税（所得割）が23万5千円以上の世帯の人は、原則対象外だが、「重度かつ継続」の障害に該当する場合は、令和9年3月まで経過的特例により対象となる。

給付内容 精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担する。

利用者負担 医療費の原則1割。世帯の所得

水準等に応じて、負担上限額がある。区市町村住民税非課税世帯の人のうち社会保険加入者、後期高齢者医療制度対象者又は国民健康保険組合の被保険者については、都独自の医療費助成制度により、自己負担分を全額助成する。

また、都内区市町村国民健康保険加入者については、それぞれの国民健康保険より助成を行う。

手続 区市町村（特別区は保健所・保健センター等、市町村は市役所・町村役場等）に申請する。

根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

担当課（認定）中部総合精神保健福祉センター事務局 ☎3302-7871(直通)

（指定医療機関・制度全般）

福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

（指定医療機関） ☎5320-4149(直通)

（制度全般） ☎5320-4464(直通)

◇ 小児精神障害者入院医療費助成

対象 精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の人。入院治療を継続している場合のみ、20歳の誕生月の末日まで延長が可能

給付内容 精神科病床における入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での自己負担額を助成する。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）は自己負担

手続 区市町村（特別区は保健所・保健センター等、市町村は市役所・町村役場等）に申請する。

根拠法令等 難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

担当課 中部総合精神保健福祉センター事務局 ☎3302-7739(直通)

◇ 保健所精神保健福祉事業

事業内容 保健所は、地域における精神保健福祉業務の中心的な行政機関として、精神保健福祉センター、市町村、医療機関、障害福祉サービス事業者等と連携協調の下に、以下の諸活動を行う。

- 1 精神保健福祉相談・訪問指導
- 2 精神保健専門相談事業（老人、酒害、薬物依存、児童・思春期等）
- 3 社会復帰促進事業（保健所専門グループワーク）
- 4 組織育成、普及啓発事業等

根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条、地域保健法第6条第1項第10号

担当課 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 ☎5320-4464(直通)

◇ 精神障害者等の診察、医療及び保護

事業内容 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までに基づく関係機関からの通報等を福祉局障害者施策推進部精神保健医療課（一部は保健所を経由して）が受理する。診察の結果、入院させる必要があると認めたときは、国立・都立病院又は指定病院に措置入院させることができる。

根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条、第29条

関連事項・その他 措置入院に要する費用は、

医療保険を適用し、その自己負担額を公費で負担する。ただし、所得に応じて一部自己負担が生じる場合がある。

担当課 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 **☎**5320-4462(直通)

◇ 精神科夜間休日救急診療事業

事業内容 夜間及び休日における精神科救急患者への診療事業を行う。緊急医療機関として、都内4ブロック体制により、都立4病院が対応するほか、初期・二次救急にも対応できるよう、民間医療機関の協力により、輪番制で体制を整備している。救急情報の処理は、精神科救急医療情報センターにおいて一元的に行っている。

診療時間

夜間：17時～翌日9時

休日：9時～17時

根拠法令等 精神科夜間休日救急診療事業実施要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 **☎**5320-4462(直通)

◇ 精神科患者身体合併症医療事業

事業内容 精神疾患による病状に伴う不穏、興奮等の症状により、一般診療科における医療を困難にしている身体疾患を併発した精神科患者に対し、迅速かつ適切な医療を提供する。

1 夜間休日救急身体合併症医療

夜間及び休日に、都内で身体疾患を併発した精神科患者に対する医療を提供する。

実施時間

夜間（平日）：17時～翌日9時

土曜日及び休日：9時～翌日9時

2 精神科病院入院者身体合併症医療

平日昼間に、身体疾患を併発した都内の精神科病院に入院中の精神科患者に対する医療を提供する。

実施時間

平日9時～17時

根拠法令等 東京都精神科患者身体合併症医療事業実施要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 **☎**5320-4462(直通)

◇ 精神障害者地域移行体制整備支援事業

事業内容 精神科病院に入院している精神障害者が、地域生活に円滑に移行し、安定した生活を送るための体制を整備するとともに、精神科病院と地域との連携を深め、広域にわたるネットワークの強化を図る。

①精神障害者地域移行促進事業

指定一般相談支援事業者等に対し、地域移行・地域定着に向けた専門的な指導・助言や人材の育成のための研修を実施するほか、ピアサポーターの育成や活用に向けた情報提供を行い、精神障害者の円滑な地域移行を支援する。

また、病院におけるピアサポーター活用の促進に向けた取組を行う。

②グループホーム活用型ショートステイ事業

グループホームに併設した専用居室等を使用し、円滑な地域生活の移行に向け、入院中から体験宿泊を実施する。

③地域生活移行支援会議

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域移行・地域定着の取組の推進や「精神障害にも対応した地

域包括ケアシステム」の構築を見据えた支援体制の検討を行う。

④精神障害者地域生活移行推進補助事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、普及啓発事業又は退院に向けた動機づけ支援事業を実施する市町村に対し補助する。

⑤基幹相談支援センター向け研修事業

基幹相談支援センター職員、区市町村職員を対象として、対応力の向上に向けた実践的な研修を実施する。

根拠法令等 精神障害者地域移行体制整備支援事業実施要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 ☎5320-4464(直通) FAX 5388-1417

◇ 精神障害者早期退院支援事業

事業内容 医療保護入院者へ地域援助事業者等を紹介し、本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会等への地域援助事業者等の出席依頼など、地域援助事業者等との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対して支援を行う。

- 1 地域援助事業者等が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議等へ出席した際の事前調整経費等補助
- 2 退院支援のための会議等に地域援助事業者等を出席させた医療機関への事務費補助

根拠法令等 精神障害者早期退院支援事業補助金交付要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 ☎5320-4464(直通) FAX 5388-1417

◇ 精神保健福祉士配置促進事業

事業内容 医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画の作成、退院支援委員会の開催など、医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行う。

根拠法令等 精神保健福祉士配置促進事業補助金交付要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 ☎5320-4464(直通) FAX 5388-1417

◇ 在宅レスパイト・就労等支援事業

重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の家族の休養（レスパイト）や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援する。

実施主体 区市町村

根拠法令等 在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4376(直通) FAX 5388-1407

◇ 在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

事業内容

- 1 訪問看護 看護師が家庭を訪問し、重症心身障害児（者）及び医療的ケアが必要な障害児の状況に応じ、家族とともに日常生活上の看護を行うほか、看護技術指導、療育指導、相談などを行う。原則として週1回

2 訪問健康診査 専門医師及び看護師等が重症心身障害児(者)及び医療的ケアが必要な障害児の家庭を訪問して、健康状態、障害の程度等を診査するとともに必要な指導を行う。原則として年1回程度

対象 都内に住所を有する在宅の重症心身障害児(者)及び医療的ケアが必要な障害児

費用 無料

申込み 各保健所等へ。

実施方法 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会に業務を委託

根拠法令等 東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の実施に関する規則、東京都在宅医療的ケア児に対する訪問事業の実施に関する規則、東京都重症心身障害児等在宅療育支援事業実施要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4360(直通) FAX 5388-1407

◇ 心身障害者(児)医療費の助成(障)

助成対象 国民健康保険や健康保険など各種医療保険の被保険者又は被扶養者で、①身体障害者手帳1級・2級の人(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害の内部障害は3級の人も含む。)、②愛の手帳1度・2度の人、③精神障害者保健福祉手帳1級の人

なお、生活保護を受けている人、65歳までに新規申請を行わなかった人、65歳以上になって初めて①②③に該当することとなった人等は対象とならない。

所得制限 本人(20歳未満の人については、

その人が加入している国民健康保険の世帯主又は組合員、健康保険など各種医療保険の被保険者等)の所得が別表(283頁)の限度額以下の人を対象とする。

助成範囲 国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担額から下表の一部負担金を差し引いた額を助成する。ただし入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成しない(医療機関の窓口では、下表の一部負担金及び入院時食事療養・生活療養標準負担額を支払う。ただし、住民税非課税の人は、入院時食事療養・生活療養標準負担額のみ負担)。

一部負担金		
自己負担割合	外来 (個人ごと)	入院(世帯)
1 割	上限18,000円/月 (年間上限144,000円)	上限57,600円/月 (多数回44,400円)

手続 区市町村の窓口へ申請し、㊦受給者証の交付を受ける。

その他 都外の医療機関等で診療を受ける場合、都と契約している医療機関以外では、㊦受給者証を使用できないので、医療保険の自己負担額を医療機関等の窓口で支払って領収書を受け取り、後で区市町村に申請する。

なお、医療保険で現金給付(182頁)対象となるものについては、窓口で支払った後、区市町村に申請する。

根拠法令等 心身障害者の医療費の助成に関する条例

担当課 福祉局生活福祉部医療助成課

☎5320-4571(直通) FAX 5388-1403

◇ 補装具費の支給(購入、借受け又は修理)

対象 身体障害者・児等

補装具種目 障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図るために、障害児については、将来社会人として独立自活するための素地の育成・助長のため、次の補装具費の支給（購入、借受け又は修理）を行う。

視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声処理装置の修理に限る。）、重度障害者用意思伝達装置、義肢、装具、車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、歩行器、歩行補助つえなど。

利用者負担 原則1割。ただし、所得に応じて負担上限あり

手続 福祉事務所、町村役場で補装具費支給券の交付を受け、補装具製作施設又は製作業者に提出し、契約を結ぶ。

なお、補装具の種目により心身障害者福祉センター(39・313号)の判定等が必要。18歳未

満の場合は、原則として指定自立支援医療機関(又は保健所)の担当医師等の意見書が必要
根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 ☎5320-4146(直通)

◇ 心身障害児(者)歯科診療

都立心身障害者口腔保健センターをはじめ、地区口腔保健センター、民間病院及び心身障害児施設などでは、障害児(者)を対象とした歯科診療を行っている。

受入可能な障害の状況や受診日などは施設ごとに異なるので、必ず施設に事前確認すること。

担当課 保健医療局医療政策部医療政策課 ☎5320-4433(直通)

訓 練 ・ 教 育

在宅の心身障害児(者)に対し、日常生活訓練などを行う心身障害児(者)訓練事業、喉頭摘出者発声訓練などを行っているほか、都内在住・在勤の視覚障害者、聴覚障害者を対象とした講座などが社会教育として行われている。

学校教育では、都立特別支援学校や区市町村立小・中学校の特別支援学級において、一人ひとりの障害の状態や発達段階等に応じた指導や社会的自立に向けた職業教育が行われており、将来の自立を目指して必要な知識・技能の習得を図っている。

また、児童福祉施設や療育機関などに入所・入院中の児童・生徒のために分教室を設置し、

障害の重い在宅の児童・生徒や病院に入院中の児童・生徒には訪問教育を実施している。

◇ 音声機能障害者発声訓練

対象 病気などで喉頭を摘出し音声機能を失った人

内容 食道発声訓練、人工喉頭又は電気発声器による発声訓練など

費用 無料（一部補助教材有料）

申込み 銀鈴会（港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901） ☎3436-1820 FAX 3436-3497

根拠法令等 音声機能障害者発声訓練事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◆ オストメイト社会適応訓練

対象 人工肛門又は人工ぼうこうを永久的に造設した人

内容 ストマの衛生管理、ストマ用装具の装着訓練などを講習会形式で実施

費用 無料（ただし、テキスト代等は受講者負担）

申込み 日本オストミー協会東京支部
（新宿区歌舞伎町2-45-5 新宿永谷ビル603）

☎・FAX 5272-3550

根拠法令等 東京都オストメイト社会適応訓練事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◆ 特別支援学校

入学対象 保護者・本人とも都内に住所があり、次のような障害のある児童・生徒や都内の病院に入院している病弱の児童・生徒

①視覚障害特別支援学校 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

②聴覚障害特別支援学校 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

③肢体不自由特別支援学校 ⑦肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ①肢体不自由の状態が②に掲げる程度に達しないものうち、常時の

医学的観察指導を必要とする程度のもの

④知的障害特別支援学校 ⑦知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ①知的発達の遅滞の程度が②に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

⑤病弱特別支援学校 ⑦慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ①身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

小・中学部では、上記の障害の状態に該当する児童・生徒について、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況、その他の事情を総合的に勘案して、小・中学校等又は特別支援学校のうち、最もふさわしい就学先を、区市町村教育委員会が決定する。

高等部は、校長が入学を許可する。

修業年限 小学部、中学部、高等部は、それぞれ小学校、中学校、高等学校（職業課程を含む。）の修業年限と同じ。

入学手続 小学部、中学部は、区市町村の教育委員会へ。翌年4月に入学を希望する人に対して、就学相談を行っている（病弱特別支援学校への転学相談は随時）。幼稚部、高等部は直接該当校へ。詳細は「東京都特別支援教育推進室」（新宿区赤城元町1-3

☎5228-3433 FAX 5228-3459）

担当課 教育庁都立学校教育部特別支援教育課
☎5320-6753(直通) FAX 5388-1728

◆ 病院・施設内分教室・訪問教育

病院・施設内分教室 病院や児童福祉施設などに入院・入所中の児童・生徒のために病院・

施設の中に設けられている。

①病院（都立小児総合医療センター、国立成育医療研究センター、国立精神・神経医療研究センター病院、東京大学医学部附属病院、国立がん研究センター中央病院）②児童福祉施設等（府中療育センター、東部療育センター、島田療育センター）

在宅訪問教育 障害が重く通学が困難な児童・生徒や病気で通学が困難な児童・生徒のために、週3回（1回2時間）を標準として、教員が家庭・施設に訪問して教育を行う。

病院内訪問教育 都内の病院へ入院している児童・生徒のために、週5日（1回2時間）を標準として、教員等が病院に訪問して教育を行う。詳細は「東京都特別支援教育推進室」（☎5228-3433）。

担当課 教育庁都立学校教育部特別支援教育課
☎5320-6762(直通) FAX 5388-1728

◇ 社会教育

●内容

視覚障害者対象 ①視覚障害者教養講座 ②音楽教室

聴覚障害者対象 ③社会教養講座 ④手話で学ぶ文章教室 ⑤コミュニケーション教室

●会場 障害者福祉会館等

●参加費 無料

担当課 教育庁地域教育支援部生涯学習課
☎5320-6859(直通) FAX 5388-1734

◇ 視覚障害者等のための対面音訳・録音及び点訳図書製作サービス

対象 都内在住在学在勤の視覚障害者等

事業内容 ①対面音訳 ②録音図書・点字図

書の製作（原則として所蔵資料）③録音図書・点字図書の貸出し ④音声付きパソコン及び音声・拡大読書器による資料読み上げ利用は登録制

費用 無料

申込み 都立中央図書館視覚障害者サービス担当（港区南麻布5-7-13 ☎3442-8451 内線3111）又は、都立多摩図書館視覚障害者サービス担当（国分寺市泉町2-2-26 ☎042-359-4104直通）へ。

◇ 聴覚障害者・言語障害者のための調べもの相談（レファレンス）サービス

対象 都内在住在学在勤の聴覚又は言語障害者

事業内容 ①図書館資料・情報を用いた調査・回答（質問受付はFAX（要登録）又は電子メール）②都立図書館の利用案内

費用 無料

申込み 都立中央図書館サービス計画担当（港区南麻布5-7-13 ☎3442-8451 内線1101 FAX 3442-9500）

ホームページ

<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/assist/reference/>

しごと

障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面を一体的に支援するため、区市町村障害者就労支援事業及び障害者就業・生活支援センターがある。

また、障害者の職業的自立を図るため、職業訓練を行う施設は、東京障害者職業能力開発校及び（公財）東京しごと財団障害者就業支援課がある。

また、心身障害者福祉センターでは、相談・職業(職能)評価を行っている。

ハローワーク（35・312号）では、障害者の求人、求職から就職後のアフターフォローまで、一貫したサービスを行っている。このほか障害者の雇用促進の諸制度がある。

身体障害者で作業能力がありながら、職場の設備、構造や通勤等の事情のため一般企業に雇用されることが困難な人は、身体障害者福祉工場で働くことができる。通所の困難な在宅の重度身体障害者に対しては、インターネットを利用した在宅パソコン講習事業を行い、在宅就労の機会の拡大を図っている。

また、視覚障害者のうち、技術を持たないため自立が困難な人に対し、あんま師・はり師・きゅう師（三療師）の資格試験の受験資格者を養成している。これらの免許を持つ視覚障害者で、自営したり雇用されることが困難な人のために盲人ホームがある。このほか、知的障害者の人を入所させて、必要な援助や指導を行いながら、最寄りの一般企業に通勤させる宿泊型自立訓練事業所（旧知的障害者通勤寮）がある。

また、雇用されることの困難な心身障害者を対象とした心身障害者授産事業に対し経費の一部を補助している。

なお、身体障害者が公共施設内に売店を設置する場合などに、便宜が与えられる。

✧ 区市町村障害者就労支援事業

障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の一般就労を促進し、もって障害者の自立と社会参加の一層の促進に資することを目的とする。

実施主体 区市町村（ただし、事業を適切に運営できる団体等に委託できる。）

支援対象者 一般就労を希望する在宅の障害者(児)及び就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等を利用している障害者(児)及び企業・事業所等に在職している障害者(児)

事業内容 ①就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場定着支援などとともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行う。

また、地域開拓促進コーディネーターを配置し、障害者雇用企業の新規開拓や就労希望者の掘り起こし等を行う。②地域における就労支援ネットワークの整備（ハローワーク、商店会、事業主団体、特別支援学校、福祉事務所・保健所、小規模作業所、グループホーム、他の支援センター等）

根拠法令等 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（選択事業）

所在地 345☎参照 59か所（その他障害者就労支援の窓口1か所）

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 ☎5320-4322(直通) FAX 5388-1408

◆ 障害者就業・生活支援センター事業

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする。

実施主体 東京労働局及び東京都が社会福祉法人等に委託して実施

支援対象者 職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者

事業内容 ①就業及びこれに伴う日常生活に関する相談 ②就職に向けた相談 ③職場実習又は職場訓練のあっせん ④就職活動の支援（ハローワークへの同行等） ⑤職場定着支援 ⑥雇用管理についての企業への助言 等

所在地 345☎参照 6か所

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 ☎5320-4322(直通)

産業労働局雇用就業部就業推進課

☎5320-4663(直通)

◆ 「東京チャレンジオフィス」の運営

都庁内に設置したオフィスにおいて、知的

障害者、精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援する。募集に当たっては東京都が募集要項に基づき都内各区市町村障害者就労支援センター、各障害者就業・生活支援センター（以下「各センター」という。）等に推薦依頼を行う。

対象 次のいずれも満たす者

①知的障害又は精神障害のある者で一般就労を希望する

②各センターのいずれかに登録している者等

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 ☎5320-4322(直通) FAX 5388-1408

◆ 東京障害者職業能力開発校

対象 職業能力開発センター(校)の一般科目で職業訓練を受けることが困難な障害者の方

訓練内容 能力に応じた技能と基礎知識を身に着け、訓練修了者には公共職業安定所と連携して職業紹介を行う（O A実務科については、社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センターに委託して訓練を実施）。

科目 （身体障害者・精神障害者・発達障害者）ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィックDTP、ものづくり技術、建築CAD、製パン、調理・清掃サービス、オフィスワーク、就業支援、（重度視覚障害者）O A実務、（精神障害者・発達障害者）職域開発、（知的障害者）実務作業

期間 1年（調理・清掃サービス科、オフィスワーク科及び職域開発科は6か月、就業支援科は3か月）

費用 無料。ただし、作業服代等は自己負担。

なお、公共職業安定所の指示があった場合、雇用保険又は訓練手当が給付される。

申込み 毎年9月以降に募集(調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科及び就業支援科は、年4回募集)。住所地を管轄する公共職業安定所(35・305号)へ。

なお、問合せは当校へ。

所在地 小平市小川西町2-34-1 (339号)

☎042-341-1411 FAX 042-341-1451

担当課 産業労働局雇用就業部能力開発課

☎5320-4716(直通)

◇ 都立職業能力開発センター (実務作業科)

対象 軽度の知的障害者

訓練内容 就職し、働き続けるために社会人として必要な心構え、労働習慣、体力づくり及び集団への適応能力などの訓練を行う。個々の能力と適性に合わせながら、段階的に必要な技能を習得する。

期間 1年

費用 無料。ただし、作業服代等は自己負担。

なお、公共職業安定所の指示があった場合、雇用保険又は訓練手当が給付される。

実施校 中央・城北職業能力開発センター板橋校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター(345号)

申込み 毎年9月以降に募集。住所地を管轄する公共職業安定所(35・312号)へ(問合せは実施校へ)。

担当課 産業労働局雇用就業部能力開発課

☎5320-4716(直通)

◇ (公財)東京しごと財団 障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の就労支援機関と連携し、セミナーや職場体

験実習等による企業とのマッチング、定着支援等様々な事業を行う。

また、民間企業等を活用し、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を習得するための職業訓練を行う。

事業内容 ①障害者雇用就業サポートデスク、就活セミナー、経営者向けセミナー、機関紙の発行、企業見学支援、職場体験実習等
②東京ジョブコーチ支援事業(職場定着支援)
③障害者委託訓練事業(訓練コース:知識・技能習得訓練、実践能力習得訓練、e-ラーニング、在職者訓練)

所在地 千代田区飯田橋3-10-3東京しごとセンター8階 ☎5211-2681 FAX 5211-5463

担当課 産業労働局雇用就業部就業推進課

☎5320-4663(直通)

◇ 東京しごとセンター 専門サポートコーナー

就労を希望しながらも、障害や、社会的・経済的その他の事由により就労することが困難な方に、就労準備から就労後の定着まで、専門のスタッフが連携してチームによるきめ細かい支援を行う(就労支援は最長1年、定着支援は6か月)。

問合せ ☎5211-8701

平日 9時～20時

土曜 9時～17時

※日曜祝日、年末年始を除く

担当課 産業労働局雇用就業部就業推進課

☎5320-4708(直通)

◇ 重度身体障害者在宅 パソコン講習事業

対象 都内在住の重度身体障害者で、身体障

害者手帳 1 級～3 級程度、高校卒業程度の学力を有し、在宅での学習に意欲のある人

事業内容 コンピュータのプログラミング技術
をインターネット等により習得させ、コミュニケーションや在宅就労を促進する。講習期間2年

申込み 東京コロニー職能開発室
(中野区中野5-3-32 ☎6914-0859) へ。

根拠法令等 重度身体障害者在宅パソコン講習事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◇ 作業所等経営 ネットワーク支援事業

利用者の工賃アップや勤労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の就労継続支援B型によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販売拡大等の活動に取り組む場合に補助する。

実施主体 区市町村（委託可）

根拠法令等 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（選択事業）

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課
☎5320-4158(直通) FAX 5388-1408

◇ 東京ジョブコーチ (職場定着支援事業)

ジョブコーチとは、障害者を雇用する企業等に出向いて、職場環境の調整や作業支援など、事業主、障害者双方に対して、必要な支援を行う者で、障害者の職場定着に効果的とされている。ジョブコーチは、一定の研修を終了し、専門的な知識・経験を有している。

東京都の障害者雇用をより一層推進すると

いう観点から、都独自の「東京ジョブコーチ」を養成・登録し、障害者雇用を進める企業等に出向いて、職場定着支援を無料で行うサービスを実施している。

支援対象者 原則として都内在住又は在職の障害のある方で、以下①②のいずれかに該当する方

①就業中又は就職が決定している方

②就労に結びつく可能性のある職場体験実習や委託訓練を行う方

支援内容

①作業適応支援

②コミュニケーション支援

③従業員への啓発・職場内等のICTを活用した環境整備

④通勤支援

⑤支援対象者の家族及び企業等への支援

⑥その他、支援対象者が職場や作業に適応・定着するために必要とされる支援

申込み 東京ジョブコーチ支援センター

☎3378-7057

担当課 (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課コーディネート事業係

☎5211-2682

◇ 障害者による地域緑化推進事業

目的 障害者が緑を創出する事業に従事することを通じてCO₂削減に貢献するとともに、障害者の就労機会の拡大を図る。

実施主体 区市町村（就労継続支援事業所等への委託可）

事業内容 公園や街路等における植栽、建築物等の屋上や壁面の緑化など、都内の緑を創出し、保全する多様な事業を区市町村が実施する場合に補助を行う。

①緑（草木、花卉、芝生など）の創出1か所
当たり5㎡以上 ②創出した緑地における水
遣い、除草・除虫、剪定などの維持管理

根拠法令等 障害者施策推進区市町村包括補
助事業実施要綱（選択事業）

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支
援課 ☎5320-4158(直通) FAX 5388-1408

◆ 福祉・トライアルショップの展開

都内3か所において、就労継続支援B型事
業所の自主製品（雑貨）の販路拡大や商品開
発等を推進するためトライアルショップ「K
U R U M I R U」を運営するとともに、ネッ
ト通販を展開する。

実施主体 東京都

担当課 福祉局障害者施策推進部地域生活支
援課 ☎5320-4182(直通) FAX 5388-1408

◆ 公共施設内の売店設置

売店設置の優先措置 身体障害者が、公共施
設内で新聞書籍、たばこ、事務用品、食料品
などを販売する売店を設けようとするときは、
その公共施設の管理者は売店の設置を許可す
るよう努めることになっている。相談は福祉
事務所、町村役場へ。

◆ 製造たばこの 小売販売業の許可

身体障害者が、たばこ小売人の許可を受け
たいときは、許可基準に反しない限り優先的
に認められることになっている。申請は日本
たばこ産業株式会社の各支社又は営業所へ。

文化・レクリエーション

文化 東京都障害者福祉会館では、障害者と
関係者（ボランティア・家族）の社会活動を
促進するため、集会の場の提供を行い、ピア
カウンセリングなども行っている。心身障害
者福祉センターは、地域の身体障害者に対し、
デイサービスなどの事業を行っている。

視覚障害者のために、点訳・朗読奉仕員指
導者等の養成や点字図書・録音テープなど視
覚障害者用図書の製作・貸出しを行っている。

また、在宅の視覚障害者に対し、日常生活
に必要な諸能力、点字技術などを習得させる
講習会を行っている。

さらに、聴覚障害者のために、手話、口唇
の読み取りなど各種の講習会を行っている。

スポーツ・レクリエーション 障害者の社会

参加の促進を図るため、スポーツ・レクリエー
ション、研修会等の場を障害者スポーツセン
ターで提供している。心身障害者（児）が家
族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、宿
泊利用料の一部を助成する障害者休養ホーム
事業を行っている。このほか、聴覚障害者の
ために字幕入りビデオテープ・DVDの製作・
貸出しの事業を行っている。

◆ 障害者福祉会館

対象 障害者、ボランティア及び家族など障
害者の福祉の増進を目的とする関係者

事業内容 ①集会室などの利用公開 ②福祉
相談（ピアカウンセリング）③日常生活情
報の点訳等のサービス

利用料 無料

利用時間 9時～21時（火曜日は9時～16時30分）

利用方法 ①集会室 利用日の属する月の前々月の初日から受付。ただし、定期的に利用する場合の受付は、利用月が4月から9月までは1月に、利用月が10月から3月までは7月に受け付ける。

②視覚障害者文字サービス室の利用は、7日前から予約受付

③福祉相談（ピアカウンセリング）は予約不要、てんかん、肝臓障害、自閉症、精神障害、法律の相談は、要予約

所在地 港区芝5-18-2（345㌔）

☎3455-6321 FAX 3453-6550

◆ 障害者スポーツセンター

障害者の健康増進と社会参加の促進を図るため、スポーツ・レクリエーション、講習会等の場を提供する施設。区部に障害者総合スポーツセンター、市部に多摩障害者スポーツセンターがある。

対象 障害者、介護者、ボランティアその他障害者の福祉の増進を目的とする関係者

事業内容 ①スポーツ施設などの利用公開

②障害者のスポーツ・レクリエーション活動の指導 ③講習会などの開催 ④スポーツ・レクリエーション行事の実施 ⑤障害者福祉情報の提供 ⑥宿泊施設の運営

障害者総合スポーツセンターのみ運動場、洋弓場、庭球場などの施設を備えている。

利用料 無料。ただし、宿泊は障害者及びその介護者1人まで1泊1,500円、その他2,000円

利用時間 9時～21時。ただし、次の施設は以下のとおり。①体育館・卓球室・サウンド

テーブルテニス室・トレーニングルーム・多目的室 9時～20時30分 ②プール・運動場・洋弓場・庭球場 9時～20時20分 ③宿泊室 15時～翌日10時

休館日 水曜日（その日が祝日のときは木曜日）、祝日の翌日（その日が土・日曜日のときは開館）、年末年始、その他臨時休館日

利用方法 ①個人利用 初回に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持参し、利用証の交付を受け、その後は利用証を提示して、利用することができる。②団体利用 3か月前から来館、電話又はFAXにて予約受付 ③宿泊室 3か月前の当日から来館、電話又はFAXにて予約受付

所在地 345㌔参照 2か所

根拠法令等 身体障害者福祉法、東京都障害者スポーツセンター条例

担当課 生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課

☎5000-7447(直通) FAX 5388-1227

◆ 点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成

対象 点訳に関する知識と点訳奉仕の経験のある人で、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、都内で点訳の指導活動又は奉仕活動に参加できる人

講習内容 ①視覚障害者福祉の概要 ②ボランティア論及び地域福祉論 ③専門図書の点訳実技など。コースは点訳奉仕員指導者養成と専門点訳奉仕員養成の2コース

費用 無料。ただし、教材費は自己負担

申込み 日本視覚障害者団体連合点字図書館

根拠法令等 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◇ 朗読奉仕員指導者の養成

対象 朗読に関する知識と朗読奉仕の経験のある人で、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、都内で朗読の指導活動又は奉仕活動に参加できる人

講習内容 ①視覚障害者福祉の概要 ②録音装置の操作 ③専門図書の朗読実技など

費用 無料。ただし、教材費は自己負担

申込み 日本視覚障害者団体連合点字図書館
根拠法令等 東京都点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◇ 点字図書館

事業内容 点字図書・録音テープの製作・貸出しのほか、各図書館により盲人生活用具の研究開発と普及、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成などを行っている。このほか、一部の公立図書館では対面朗読や録音テープの貸出しを行っている。

利用方法 各図書館により異なる。

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◇ 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設。

なお、点字刊行物の製作・販売の委託も受けている。

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◇ 聴覚障害者情報提供施設

字幕(手話)入DVD等の製作・貸出し、聞こえや補聴器に関する相談、その他生活一般的な相談と情報提供、聴覚障害者対象の講習会の開催等を行っている。

所在地 聴力障害者情報文化センター 目黒区五本木1-8-3

☎6833-5001 FAX 6833-5000

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◇ 視覚障害者等用図書製作・貸出し

対象 ①都内在住、在勤又は在学の視覚障害者等。ただし、希望点字図書製作は、視覚障害の程度が1級・2級の人 ②都内の視覚障害者施設又は関係機関

事業内容 ①点字図書製作・貸出し 点字の学習図書、専門図書等の製作・貸出し ②声の図書製作・貸出し 学習図書、専門図書等の内容を収録した録音媒体の製作・貸出し ③希望点字図書製作 希望する教養図書、専門図書等を点訳し郵送 ④希望声の図書製作 希望する教養図書等を録音し郵送 ⑤希望媒体図書製作 希望する教養図書等を希望媒体により郵送

費用 無料。ただし、③、④、⑤の図書製作に必要な原本、点字用紙と製本費用又は録音媒体は自己負担

申込み 日本点字図書館

根拠法令等 視覚障害者等用図書製作貸出事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◆ 視覚障害者等用図書 レファレンスサービス

対象 都内在住、在勤、在学の視覚障害者等

事業内容 ①視覚障害者等用図書に関する情報提供 ②理療関係新刊墨字図書の出版に関する情報提供 ③読書に関する相談・助言

費用 無料。ただし、点字又は録音テープ等による情報提供を希望する場合は、点字用紙又は録音媒体の購入費用を自己負担

申込み 日本点字図書館

根拠法令等 視覚障害者等用図書レファレンスサービス事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◆ 盲人用具の販売あっせん

対象品目等、詳細については、下記にて問合せを受け付けている。

申込み 日本点字図書館又は日本視覚障害者団体連合（新宿区西早稲田2-18-2 ☎3200-0011）に申し込む。

◆ 視覚障害者のための 講習会など

事業内容 ①家庭生活訓練 視覚障害者が家庭生活を送る上で必要な調理・手芸等についての講習 ②中途失明者緊急生活訓練 点字・パソコン技術及び歩行訓練等についての指導 ③盲青年等社会生活教室 重度の視覚障害を持つ青年及び高齢者に対する社会生活に必要な知識習得のための講習 ④刊行物作成配布 都政刊行物等のうち、特に視覚障害者に必要な情報を点字本及び録音物として作成し配布

対象 原則として18歳以上の身体障害者手帳

を持っている在宅の視覚障害者。ただし、①については視覚障害のため家庭での日常生活に著しい制限を受けている人

費用 無料。ただし、テキスト代、①②の材料費等は受講者負担

申込み 東京都盲人福祉協会（新宿区高田馬場1-9-23） ☎3208-9001

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課
☎5320-4147(直通)

◆ 聴覚障害者のための 講習会など

講習内容 ①読話講習会 口唇の読み取り、基本口型の学習、会話の練習など ②中途失聴者・難聴者手話講習会 簡単な意思交流が可能な程度の手話技術についての講習

対象 ①は都内在住で身体障害者手帳を持っている18歳以上の中途失聴者及び難聴者②は都内在住、在勤の中途失聴者及び難聴者

費用 無料。ただし、テキスト代は自己負担

申込み ①は東京手話通訳等派遣センター（新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階 ☎3352-3359 FAX 3354-6868）、

②は福祉局障害者施策推進部企画課へ。
☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

◆ 障害者休養ホーム

障害者（児）が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、この施設を利用した人の宿泊利用料の一部を助成する制度

助成対象 ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人 ②障害者（児）等に同行する付添いの人。ただし、障害者（児）等1人につき1人

助成回数 1人年間2泊まで

助成額 1泊につき次の額が限度 ①大人 6,490円・子供 5,770円 ②大人 3,250円

利用方法 ホームページ、福祉事務所・町村役場の窓口にある案内書に記載されている申込方法を参照

問合先 (公財)日本チャリティ協会(新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階)

☎3353-5942、FAX 3359-7964

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通)

◆ ビデオの貸出し

障害者への理解を深めるためにビデオの貸出しを行っている。

貸出期間等 7日間。1回につき5本まで

費用 無料

申込み (公財)東京都人権啓発センター

(港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階)

☎6722-0123、FAX 6722-0084

◆ 字幕入り映像ライブラリー

聴覚障害者に対し、映画及びテレビ番組等

に字幕を挿入したビデオカセットテープ・DVDを製作し、貸し出す。

対象 ①都内在住の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者(児)及びその保護者②都内在住の身体障害者手帳の交付を受けていない人であって、日常生活において、補聴器又は人工内耳を活用している聴覚障害者 ③都内の聴覚障害者関係団体、施設及び学校 ④東京都の関係機関及び区市町村

種類 主に日常生活、学習、社会教育等の参考となるもの

貸出期間等 14日間。1回につき6本まで

費用 無料。ただし、郵送による返却経費は自己負担

申込み 聴力障害者情報文化センター

(目黒区五本木1-8-3)

☎6833-5001 FAX 6833-5000

根拠法令等 字幕入映像ライブラリー事業運営要綱

担当課 福祉局障害者施策推進部企画課

☎5320-4147(直通) FAX 5388-1413

施

設

心身に障害のある18歳未満の児童を対象とする施設には、障害児入所施設と、児童発達支援センター、重症心身障害児(者)通所施設がある。

障害児入所施設への入所は、児童相談所、児童発達支援事業への通所はお住まいの区市町村にて手続をする。

◆ 医療型障害児入所施設

対象 障害児であって、心身の状況・家庭の

状況等を勘案して、入所による支援・医学的治療が必要と認められる児童

療育内容 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

費用 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり(最大利用料の1割)。別途食費等の実費負担あり。所得が一定以下の場合、減免措置あり

入所相談 児童相談所

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービ

ス支援課

☎5320-4374(直通) FAX 5388-1407

◆ 重症心身障害児(者) 通所施設

対象 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童(者)

療育内容 通所による日常生活動作訓練、運動機能等の低下防止訓練及び集団生活訓練

費用 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり(最大利用料の1割)。別途食費等の実費負担あり

通所相談 区市町村

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4376(直通) FAX 5388-1407

◆ 福祉型障害児入所施設

対象 障害児であって、心身の状況・家庭の状況等を勘案して入所による支援が必要と認められる児童

療育内容 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与

費用 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり(最大利用料の1割)。別途食費等の実費負担あり

入所相談 児童相談所

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4374(直通) FAX 5388-1407

◆ 児童発達支援センター

対象 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

療育内容 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援又はこれに併せて治療(肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に限る。)

費用 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり(最大利用料の1割)。別途食費等の実費負担あり。所得が一定以下の場合、減免措置あり

通所相談 区市町村

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4374(直通) FAX 5388-1407

◆ 児童発達支援事業(児童発達支援センター以外で行うもの)

対象 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

療育内容 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援

費用 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり(最大利用料の1割)。別途おやつ代等の実費負担あり

通所相談 区市町村

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4374(直通) FAX 5388-1407

◆ 放課後等デイサービス

対象 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(専修学校及び各種学校をいう。)に就学してお

り、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

ス支援課

☎5320-4374(直通) FAX 5388-1407

療育内容 生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進

費用 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり（最大利用料の1割）。別途おやつ代等の実費負担あり

通所相談 区市町村

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4374(直通) FAX 5388-1407

◇ 居宅訪問型児童発達支援

対象 重度の障害の状態等により外出することが著しく困難であると認められた障害児

療育内容 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識 技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援

費用 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり（最大利用料の1割）

通所相談 区市町村

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4374(直通) FAX 5388-1407

◇ 保育所等訪問支援

対象 保育所等に通所または入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児

支援内容 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援

費用 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり（最大利用料の1割）

通所相談 区市町村

担当課 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

